

町民税・府民税 上場株式等の配当・譲渡所得等に係る課税方法選択申告書

上場株式等の配当・譲渡所得等に係る町民税・府民税(住民税)の課税方法について、下記のとおり、所得税の確定申告とは異なる課税方法を選択します。

住所	精華町	電話番号	
フリガナ			
氏名		生年月日	年 月 日
個人番号			
対象年度等	年度()	年分)	

該当する箇所に☑をしてください。

- 1 上場株式等の配当所得に係る町民税・府民税(住民税)の課税方法について、次のとおり選択します。

※該当する(申告不要とする)資料も併せてご提出ください。

- ① 申告不要(=申告しないこと)を選択します。
- ② 総合課税分の一部について申告不要を選択します。
 配当所得の金額: _____ 円 配当割額控除額: _____ 円
- ③ 申告分離課税分の一部について申告不要を選択します。
 配当所得の金額: _____ 円 配当割額控除額: _____ 円

- 2 上場株式等の譲渡所得に係る町民税・府民税(住民税)の課税方法について、次のとおり選択します。

※該当する(申告不要とする)資料も併せてご提出ください。

- ① 申告不要を選択します。
- ② 申告分離課税分の一部について申告不要を選択します。
 譲渡所得等の金額: _____ 円 株式等譲渡所得割額控除額: _____ 円

〈ご注意ください〉

- ①原則として、該当年度の申告期限(例年3月15日まで)にこの申告書を提出することが必要です。
 ※但し、期限後であっても納税通知書が届く前までに提出されたものは有効です。
 該当する納税通知書が送達された後に提出された場合は無効になります。
- ②住民税が源泉徴収されていない場合は対象となりません。
- ③申告不要を選択された場合、配当割額控除額・株式等譲渡所得割額控除額・配当控除の適用はありません。
- ④この申告は当年度限りの申告となります。
 翌年度以降も課税方式を選択する場合は、その都度申告が必要です。